

事業所母集団データベースと法人企業統計母集団名簿の法人数の比較等についての分析報告

令和 5 年 1 月
事業所情報管理課

1 はじめに

我が国の事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）において、「正確かつ効率的な統計の作成」及び「被調査者の負担の軽減」に資することを目的として総務大臣が整備するものとされた。さらに、IT の活用による政府の業務改革を推進するための「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、これまで各府省が各々で整備していた事業所に関するデータベースを整理・統合するものとして整備が行われ、2013 年から運用が開始された。

事業所母集団データベースの情報は、5 年に 2 回実施される経済センサスの結果を基盤としつつ、その他の統計調査の結果や行政記録情報を活用した毎年の更新が行われ、事業所に関する「統計調査の対象の抽出」又は「統計の作成」を行うためのものとして、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等に提供されている。

この事業所母集団データベースにおける企業数については、法人企業統計母集団名簿（以下「法企名簿」という。）の企業数とかい離があることが知られており、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定、令和 2 年 6 月 2 日一部変更閣議決定）においても、

法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。

と、国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化のための具体的な措置、方策等として掲げられ、2021 年度末までに結論を得ることとされた。

これを踏まえ、総務省では、令和元年経済センサス - 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）の実施に当たり、法人番号公表サイトの情報を用いて、それまで事業所母集団データベースに収録されていなかった約 160 万法人（以下「法人番号追加法人」という。）を調査名簿に加えた上で調査を行った。その結果は事業所母集団データベースに反映され、両者のかい離は大幅に改善することとなった。

本稿では、元年基礎調査の結果から、かい離の要因となっていた、それまで事業所母集団データベースに未収録であった法人番号追加法人の特徴を報告するとともに、元年基礎調査結果と法企名簿との照合を行った結果を紹介する。

2 法人番号追加法人

法人番号とは、2013 年 5 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、国税庁が 1 法人につき 13 桁の番号一つを指定するものである。また、国税庁は、対象となる法人へ法人番号を通知後、法人番号公表サイトで商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表しており、原則として誰でも自由に利用が可能である。

法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出という目的を持っており、公的統計での活用はその目的にかなうものであることから、経済財政諮問会議が取りまとめた「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に基づき、事業所・企業を対象とする統計調査において法人番号の活用を推進することとなった。

元年基礎調査の実施に当たっては、平成 28 年経済センサス - 活動調査（以下「28 年活動調査」という。）結果を反映した事業所母集団データベースと、同時点の法人番号公表サイトに掲載されている法人を名称及び所在地で照合し、未照合となった法人について、さらに法人番号の通知状況（郵送の到達状況）との照合を行い、調査名簿に約 160 万法人を追加して調査を実施した。

3 元年基礎調査の実施

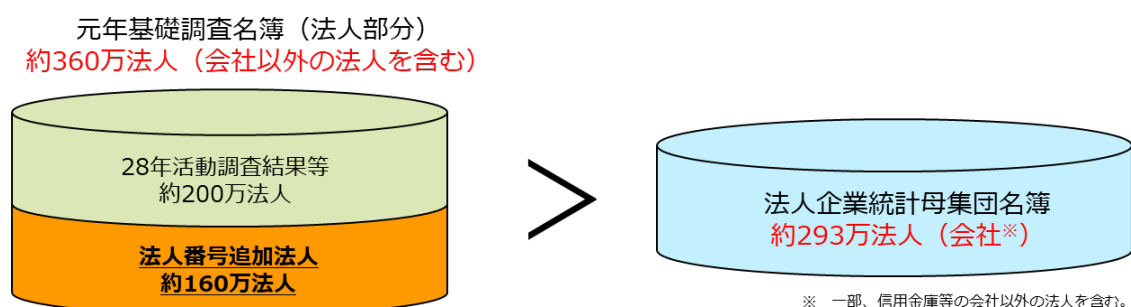
経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業統計調査を引き継ぐ形で、2009 年に第 1 回調査が実施され、元年基礎調査は第 3 回目である。元年基礎調査の目的は、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成する調査の一つとして、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることである。

元年基礎調査は従来の経済センサス - 基礎調査と比べると調査方法が大きく異なっている（9 頁の参考を参照）。例えば、法人番号公表サイトから約 160 万法人を調査名簿に追加したことで調査対象数が大きく増加したことから、調査票の配布の範囲を、法人番号追加法人を含む調査で新たに把握した事業所（新規把握事業所）に限定する一方で、行政記録等では把握が困難な事業所の活動状態については、調査員が外観から把握する方法により全事業所を対象に調査を行った（外観把握調査）。そのほか、地方公共団体の事務負担の軽減及び必要となる調査員数の縮減のため、調査期間を 2019 年 6 月から翌年 3 月までに平準化したこと等が変更点として挙げられる。

元年基礎調査の調査名簿における法人は、28 年活動調査の法人並びに労働保険情報及び商業・法人登記簿情報から追加した 28 年活動調査以降の新設法人が合わせて約 200 万法人、そして法人番号公表サイトからの法人番号追加法人が約 160 万法人で、合計約 360 万法人（会社以外の法人を含む。）となっている。

法企名簿は、一部信用金庫等の会社以外の法人を含むものの、大部分は会社で約 293 万法人となっていることから、28 年活動調査時点では、法人数について大きなかい離があったことが分かるが、法人番号追加法人約 160 万法人を追加することで、そのかい離を包含する調査名簿を用いて元年基礎調査を実施した（図 1）。

図 1 元年基礎調査名簿と法企名簿の比較



4 元年基礎調査結果の概要

元年基礎調査では、既に述べたとおり、日本全国の事業所について、外観から活動状態を把握しており、その結果によると、28 年活動調査並びに労働保険及び商業・法人登記簿由来の法人約 200 万法人のうち、活動状態を確認できたものが約 185 万法人、それ以外の外観からは存在を確認できなかったもの等が約 15 万法人となっている。また、調査員が新たに把握した新設法人が約 5 万法人となっている。法人番号追加法人約 160 万法人については、活動状態を確認できたものが約 100 万法人、外観

からは存在を確認できなかったもの等が約 60 万法人となっている（図 2）。

図 2 元年基礎調査結果の概要



※ 外観からは存在を確認できなかったもの等

5 法人番号追加法人の特徴

法人番号追加法人約 160 万法人のうち調査で活動状態を確認できた約 100 万法人について詳しくみると、

- ・個人宅やマンションの一室が登記されているような小規模法人
- ・親会社の同一の所在地に多数存在するような大手企業等の関連法人

等が多くなっている。

一方で、残りの約 60 万法人は、外観からは存在を確認できなかったもの等であり、これらは事業活動の実態がないにもかかわらず、登記の閉鎖がされていないもの等ではないかと考えられる（図 3）。

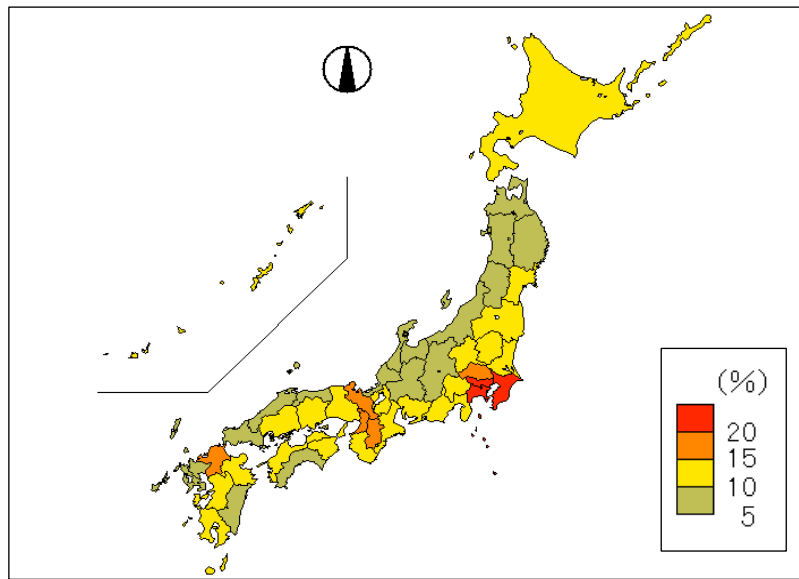
図 3 法人番号追加法人の概要

【法人番号追加法人】約 160 万法人		
内訳	活動状態を確認できたもの 【約 100 万法人】	左記以外 (外観からは存在を確認できなかったもの等) 【約 60 万法人】
特徴	・個人宅やマンションの一室が登記されているような小規模法人 ・親会社と同一の所在地に多数存在するような大手企業等の関連法人	・比較的開廃が激しい小売業、卸売業、飲食サービス業等もみられる。これらは事業活動の実態がないにもかかわらず、登記の閉鎖がされていないもの等ではないかと考えられる。

ここからは、元年基礎調査で活動状態を確認できた約 100 万法人について、元年基礎調査結果を用いて、その属性等を詳しくみていく。

活動状態を確認できた法人番号追加法人について、都道府県別に 28 年活動調査の民営事業所数との合計に占める割合をみると、法人番号追加法人は、全国的に一定の割合存在するが、特に大都市圏でその割合が高い傾向があることが分かる（図 4）。

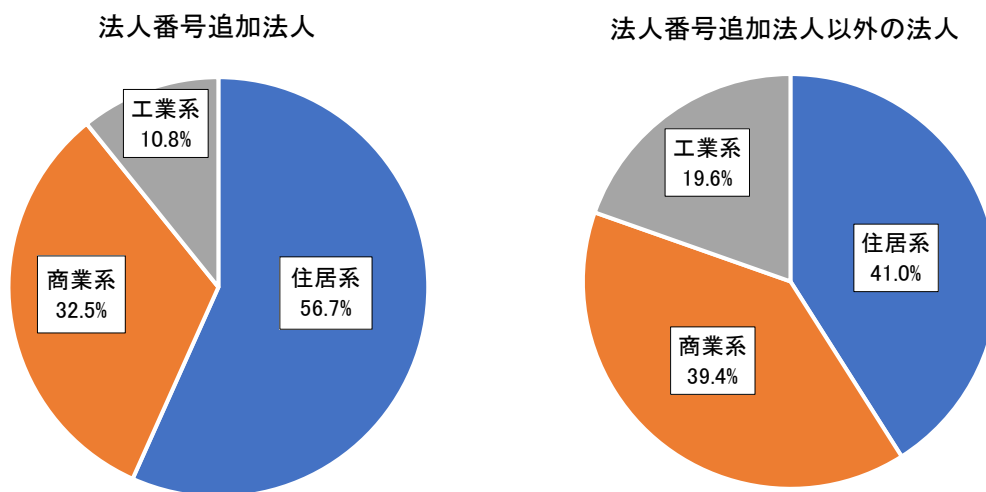
図4 都道府県別民営事業所数に占める法人番号追加法人事業所数の割合
(28年活動調査と法人番号追加法人との合計に占める割合)



次に、法人番号追加法人を用途地域別にみると¹、住居系用途地域に存在する割合が56.7%となっており、法人番号追加法人以外の法人の41.0%に比べ高くなっている。また、法人番号追加法人以外の法人における割合に比べ低くなっているものの、商業系用途地域も32.5%と一定数存在することが分かる(図5)。

住居系用途地域に存在する法人番号追加法人は、前述のとおり、個人宅やマンション・低層ビルの一室等の小規模な法人で、外観上事業所と認識することが困難なもの等と考えられる。また、商業系用途地域に存在する法人番号追加法人は、大都市のビル内等、把握が困難な場所に存在しているもの等と考えられる。

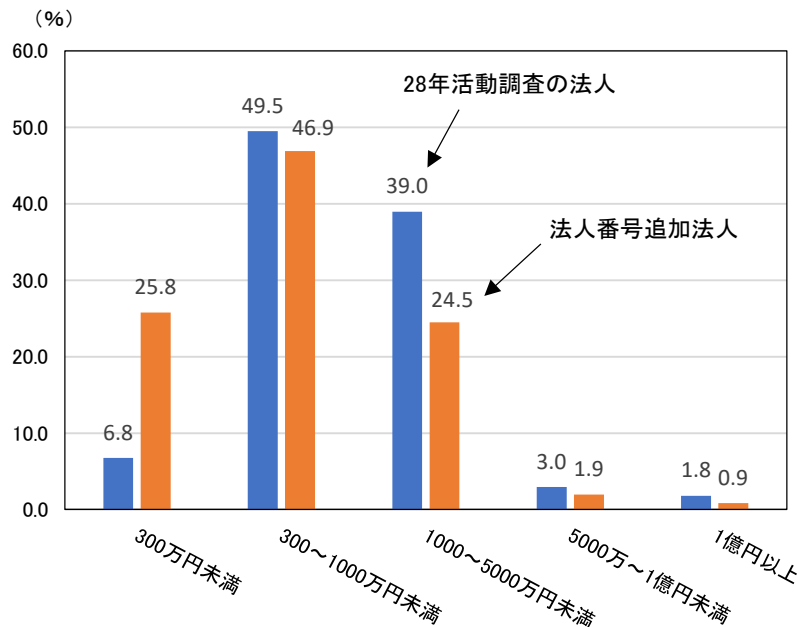
図5 用途地域別法人数の割合(法人番号追加法人及び法人番号追加法人以外の法人)



¹ 用途地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき市町村(東京都23区は東京都)が定めるもので、それぞれの用途別に建築できる建物の用途、容積率等の建築規制が定められている。「第一種低層住居専用地域」等全13種類あるが、ここでは大きく住居系、商業系、工業系に分けている。なお、用途地域データは、国土交通省が公表している2019年度のものを使用し、法人の所在地情報から用途地域を特定できたものを集計している。

続いて、法人番号追加法人の規模についてみていく。法人番号追加法人の資本金階級別割合を、28年活動調査と比較すると、法人番号追加法人は資本金規模の小さい法人が多いことが分かる。特に、資本金300万円未満と極めて規模の小さい法人が全体の25.8%と、28年活動調査の6.8%と比べ多くなっている（図6）。

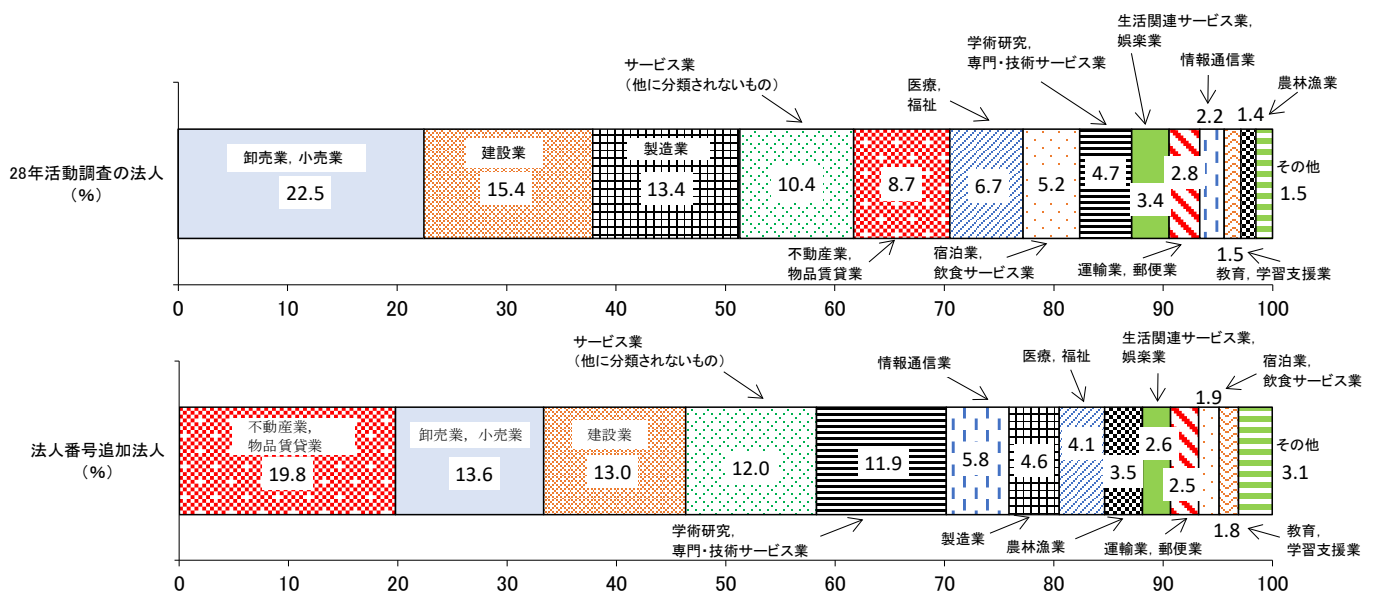
図6 資本金階級別法人数の割合（28年活動調査の法人及び法人番号追加法人）



さらに、法人番号追加法人の産業別の特徴をみるため、法人番号追加法人の産業別割合と、28年活動調査の法人の同割合を比較すると、法人番号追加法人では「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」等の割合が特に高いことが分かる（図7）。

それぞれの詳細をみると、「不動産業、物品賃貸業」では「貸家業、貸間業」、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「学術研究、専門・技術サービス業」では、翻訳業や不動産鑑定業等の様々な専門サービス業が含まれる「他に分類されない専門サービス業」、「経営コンサルタント業」、「建築設計業」、「情報通信業」では、「ソフトウェア業」等が多くなっている。

図7 産業別法人数の割合（28年活動調査の法人及び法人番号追加法人）



次に、法人番号追加法人の売上高の規模についてみると、法人番号追加法人の売上高は約 29 兆円となっており、28 年活動調査の法人・個人全体の売上高は約 1625 兆円となっていることから、単純にその合計に占める割合を算出すると 1.7%となっている（図 8）。

前述のとおり、法人番号追加法人は、規模の非常に小さい法人が多くを占めることから、企業数への影響に比べ、売上高への影響は小さいと考えられる。

図 8 28 年活動調査（法人・個人）及び法人番号追加法人の売上高

①28 年活動調査売上高 （法人・個人）	②法人番号追加法人売上高	28 年活動調査との合計に占める 法人番号追加法人の割合 （②/（①+②））（%）
約 1625 兆円	約 29 兆円	1.7%

これを資本金階級別にみると、法人番号追加法人は資本金規模の小さい法人が多いことから分かるのとおり、1000 万円未満の法人における割合が高くなっている（図 9）。同様に、産業別にみると、追加法人に多い「不動産業、物品賃貸業」、「サービス業（他に分類されないもの）」等で、割合が高くなっている（図 10）。

図 9 資本金階級別法人番号追加法人売上高の割合
（28 年活動調査との合計に占める割合）

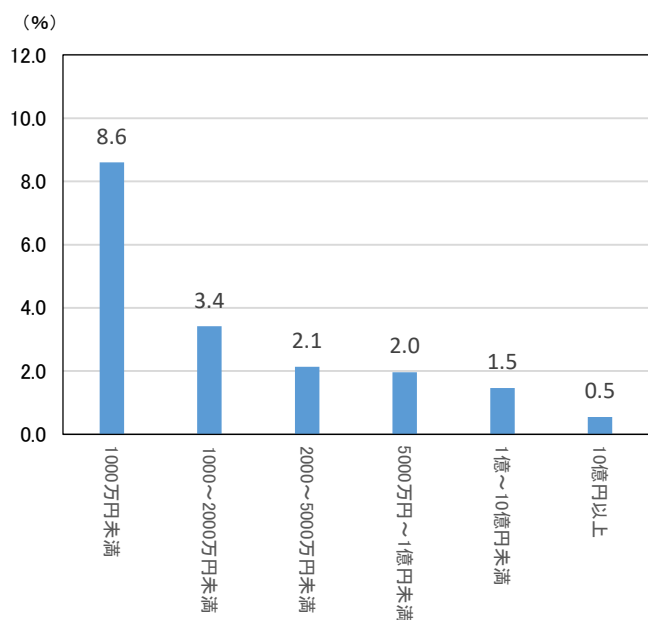
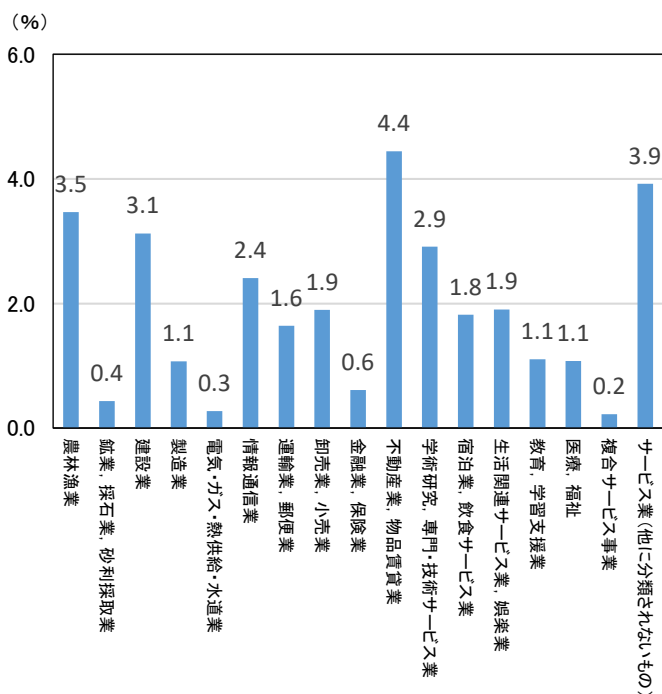


図 10 産業別法人番号追加法人売上高の割合
（28 年活動調査との合計に占める割合）



6 元年基礎調査結果と法企名簿との照合

最後に、元年基礎調査結果と法企名簿との照合を行った結果について紹介する。

(1) 照合対象データ

照合に用いたデータは次のとおりである。

- ①元年基礎調査の法人名簿（以下「元年基礎名簿」という。）（2019年6月～2020年3月時点）
約365万件
- ②法企名簿（2019年12月末時点） 約293万件
- ③法人番号公表サイト情報（以下「法人番号公表サイト名簿」という。）（2019年5月末時点）
約476万件

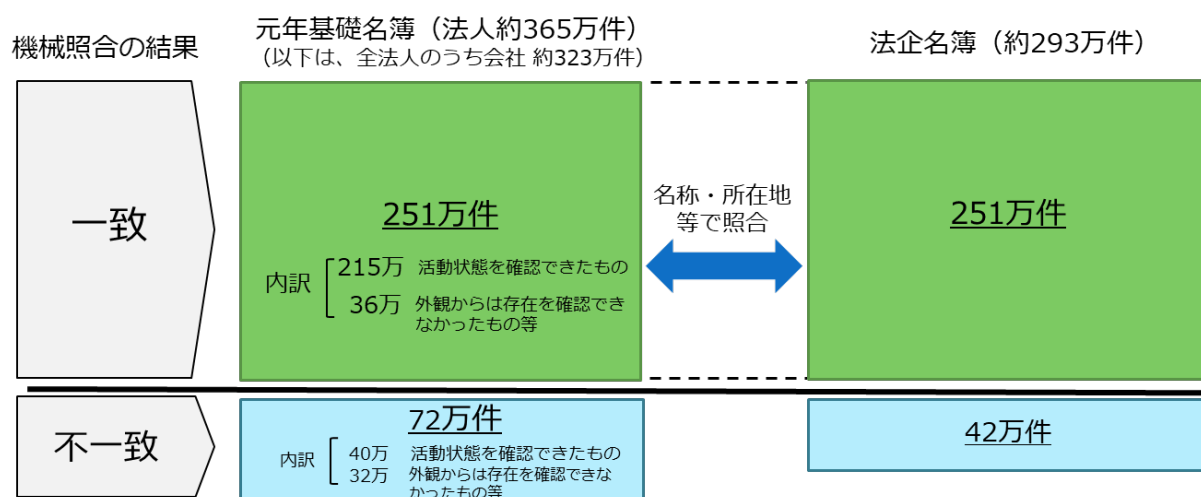
(2) 照合方法

事前準備として、元年基礎名簿、法企名簿ともに、名称及び所在地の表記を可能な限り統一化する処理（以下「正規化」という。）²を行い、その後、名称及び所在地による両名簿の照合を行った。所在地については完全一致のみ、名称については完全一致のほか、名称の前方4文字が一致したものについて、誤照合ではないことを確認した上で一致とした。また、法企名簿のうち、法人番号公表サイト名簿（2019年5月末時点）と同様の方法による名称及び所在地での照合により、法人番号を付与できたものについては、法人番号を用いた照合も行った。

(3) 照合結果

元年基礎名簿約365万件的うち会社約323万件についてみると、法企名簿と一致したものが約251万件で、そのうち元年基礎調査で活動状態を確認できたものが215万件、外観からは存在を確認できなかったもの等が36万件となっている³。一方、不一致は72万件で、そのうち元年基礎調査で活動状態を確認できたものが40万件、外観からは存在を確認できなかったもの等が32万件となっている。また、法企名簿約293万件からみると、251万件が一致、42万件が不一致となっている（図11）。

図11 元年基礎名簿と法企名簿の照合結果



² 名称から「株式会社」、「(株)」等の法人格を削除、「アイウエオヤユョツ」を大文字に変換、丁目、号及び番地の区切りをすべて半角ハイフンに変換、漢数字及びローマ数字を全て半角の数字に変換する等の処理

³ 法人企業統計の対象には、一部信用金庫等の会社以外の法人が含まれているが、その数は僅少なため、ここでは元年基礎名簿と一致したものは、会社の一致数に含めている。

(4) 照合結果に関する補足

今回は、上記のとおり、名称及び所在地の表記を正規化した上での機械的な照合を行った。法企名簿のうち元年基礎名簿と不一致であった 42 万件のうちの一部を目検で詳細に確認したところ、名称・所在地の表記ゆれにより機械照合では不一致となっているものの、実際には元年基礎名簿の中に存在していたものも多かったことから、不一致 42 万件についても、元年基礎名簿の中に多く存在しているとみられる。

表記のゆれによる不一致で多かった事例は、

- ・正式名称に外字が使われている。
- ・京都の通り名等所在地の表記が複雑で、正規化しても同じ所在地とならない。
- ・法人格の表記が両名簿で異なり、正規化しても同じ名称とならない。

等である。そのほか、法企名簿の所在地が登記上の所在地であり、元年基礎調査等で回答された所在地と異なっていた例も確認された。

また、両名簿の時点が異なることも不一致の一因とみられる。元年基礎名簿は、2019 年 6 月～2020 年 3 月の期間において調査された結果であり、法企名簿は 2019 年 12 月時点のものとなっている。そのため、2019 年 6 月以降の名称変更や移転による所在地変更等の反映の有無が、両名簿で異なる可能性がある。

前述のとおり、今回の照合において、法企名簿と法人番号公表サイト名簿（2019 年 5 月末時点）の照合を行い法企名簿に法人番号を付与する作業を行ったが、この際、不一致であった法人について、照合作業時点の最新である 2021 年 11 月末時点の法人番号公表サイト名簿とも別途照合作業を行った。この照合によって一致した法人が約 5 万件あり、これらは 2019 年 6 月以降に、名称や所在地情報の変更があった法人とみられる。同じように 2019 年 6 月以降に、名称や所在地情報の変更があった法人の中にも、表記のゆれにより、両時点の法人番号公表サイト名簿と不一致になっているものや、2021 年 11 月末時点までに再度、名称や所在地情報に変更となった法人もあるとみられることから、実際には両名簿の時点が異なることによる不一致件数は、5 万件以上あるとみられる。

7 まとめ

本稿では、法人番号追加法人の特徴等についてみてきた。事業所母集団データベースと法企名簿の企業数等のかい離の要因となっていた法人番号追加法人は、調査員による捕捉の困難な個人宅やマンションの一室が登記されているようなものが多く、資本金の規模からも非常に小規模な法人が多いことが明らかになった。そのため、法人番号追加法人の売上高への影響は、企業数への影響に比べ小さいことも明らかになった。

また、元年基礎名簿と法企名簿との機械的な照合により、実際に 251 万件が一致することも確認された。なお、不一致となった法人についても、表記のゆれや両者の時点の違い等によって不一致となっているものが多かった。

元年基礎調査の結果は、事業所母集団データベースに反映され、事業所母集団データベースと法企名簿の企業数等のかい離は大幅に改善された。なお、現在の事業所母集団データベースでは、多くの法人番号追加法人のような調査員による捕捉が困難な小規模法人であっても、商業・法人登記簿情報等を用いてその設立を捕捉し、事業所母集団データベースに追加している。そのため、かい離が再び大きく拡大することはないと考えられるが、今後もかい離の状況については適宜確認していきたい。

なお、2023 年度以降は、現在の商業・法人登記簿情報等による更新に加え、事業所母集団データベースに登録済みの複数の事業所を有する法人を対象に照会業務を実施し、基本的事項を更新することとしている。また、2024 年の経済センサス - 基礎調査では、それに加え、単独事業所法人及び雇用者を有する個人経営の事業所についても、基本的事項を更新する。このような取組みにより、情報の更新範囲の拡大や更新頻度の向上を図り、事業所母集団データベースの更なる整備を進めていきたい。

(参考)

令和元年経済センサス - 基礎調査の概要

1 調査の目的

○事業所・企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所・企業の活動状態等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

2 甲調査の概要

○調査の対象: 全国全ての民営事業所※

※日本標準産業分類の「農業、林業」及び「漁業」に属する個人経営の事業所等を除く。

○調査期間: **令和元年6月から令和2年3月までの10か月間**(1期2か月×5期)で全国の民営事業所を順次調査

○調査方法: <調査票の配布等>

・**調査員が外観等から全ての民営事業所の活動状態等を確認し**、その結果を『調査員用端末』に入力の上、**新規把握事業所には調査票を配布**

・国、都道府県、市町村では国が構築する「事業所母集団情報整備支援システム」を通じて、システム上で随時、調査の進捗等を確認

<調査票の回収>

・国がオンライン又は郵送により回収(督促は国が一括して実施)

○調査事項: 事業所の名称、所在地、活動状態

※新規把握事業所については、従業者数、事業の内容、法人番号、年間総売上額等も把握

3 乙調査の概要

○調査の対象: 全国全ての国及び地方公共団体の事業所

○調査期日: 毎年6月1日現在(経済センサス-活動調査実施年を除く。)

○調査方法: 市町村長、都道府県知事、総務大臣それぞれが市町村、都道府県、国の事業所ごとに調査票(Excel形式)を送付・回収

○調査事項: 事業所の名称、所在地、活動状態

※新規把握事業所については、職員数、事業の内容等も把握